

施工パッケージ型積算(支給品がある場合) 積算単価の端数調整について

支給品がある場合の積算単価の算出方法や端数調整は、国総研のHP「施工パッケージ型積算方式標準単価表(PDF版)(解説付き)」Ⅱ-7に基づき、以下の通り算出している。

- ・支給品費が控除された積算単価
= (端数調整なしの積算単価) - (端数調整なしの支給品費)
- ① (端数調整なしの積算単価)は、端数調整する場合に有効数字4桁(5桁目切り上げ)とする。
- ② 支給品費が控除された積算単価は、①の端数調整した結果と同じ単位止め(以降切り上げ)とする。

以下に、積算単価の端数調整について、計算例を用いて整理する。

- ・支給品費が控除された積算単価
= (端数調整なしの積算単価) - (端数調整なしの支給品費)
= 473.96583... - 228.73406... = 245.23177... 端数調整前
- ① (端数調整なしの積算単価)を端数調整する場合
473.96583... = 474.0 ※有効数字4桁(5桁目切り上げ)
- ② ①の端数調整した結果の474.0は整数位止め*となるため、支給品費が控除された単価は、整数位止め(少数第1位以降切り上げ)とする。

以上より、支給品費が控除された積算単価
= (端数調整なしの積算単価) - (端数調整なしの支給品費)
= 473.96583... - 228.73406... = 245.23177... ≒ 246 ※整数位止め
(少数第1位以降切り上げ)

※①端数調整する場合と、それによる②単位止めの例

①の端数調整した結果の例	②支給品費が控除された積算単価の端数調整：単位止め
111.1	小数1位止め
111	整数位止め
111.0	整数位止め
1110	10位止め